

構造改革特別区域基本方針の一部変更について

〔平成27年8月28日
閣議決定〕

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第3条第4項の規定に基づき、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

別表1中「105（106・107・108）・1222」を削り、「910」、「920」、「934」、「938」、「939」、「1013」、「1224」、「1304（1305）」及び「1310」を別紙1のように改め、同表中「1227」の次に「1228」及び「1229」を、「1310」の次に「2001」を別紙2のように加える。

別表2中「104」の次に「105（106・107・108）・1222」を、「1012」の次に「1013」を、「1223」の次に「1224」を別紙3のように加え、同表中「934」を別紙4のように改める。

別紙 1

基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

番号	910
特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	医療法（昭和23年法律第205号）第7条第6項等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	営利を目的として、病院、診療所を開設しようとする者に対しては開設の許可を与えないことができる。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の事情から見て、医療保険各法による療養の給付等に該当しないものであって、厚生労働大臣が定める指針（※1）に適合する高度な医療（以下「高度医療」という。）の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法第7条第1項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる要件のすべてに適合すると認めるときは、都道府県知事等は、同条第6項の規定にかかわらず、同条第1項の許可を与えるものとする。</p> <p>① 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備及びその有する人員が、医療法の規定に基づく厚生労働省令で定める要件（※2）に適合するものであること。</p> <p>② 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員その他の事項が、当該申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準（※3）に適合するものであること。</p> <p>③ 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所を営む事業に係る経理が、当該株式会社の営む他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること。</p> <p>2. 1. の規定により医療法第7条第1項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下「病院等開設会社」という。）が開設する病院又は診療所に関しては、医療法第6条の5第1項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところ（※4）により、許可に係る高度医療を提供している旨を広告することができる。</p> <p>3. 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>4. 厚生労働大臣は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第1項の規定にかかわらず、保険医療機関の指定又は特定承認保険医療機関の承認をしないものとする。</p> <p>5. 医療保険者は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第63条第3項第2号の指定若しくは船員保険法（昭和14年法律第73号）第53条第6項第2号の指定をし、又は国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第55条第1項第2号の契約若しくは地方公務員等共済組合法第57条第1項第2号の契約をしてはならない。</p>

※1 平成15年6月27日に取りまとめられた「特区における株式会社の医療への参入に係る取り扱いについて（成案）」の別添においてガイドラインとして示されている内容に基づき規定している。具体的には、高度な医療を用いて行う倫理上及び安全上問題がないと認められる医療であって、次のいずれかに該当するもの。

①特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断

②脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療

③肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療

④高度な技術を用いて行う美容外科医療

⑤提供精子による体外受精

⑥その他これらの医療に類する医療

※2 具体的には、医療法第21条及び第23条の規定に基づき、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）で定める医師、歯科医師、看護師等の人員配置基準、各科専門の診察室等の施設基準、病室の床面積、階段、廊下等の幅、換気、採光等に関する構造設備基準等。

※3 具体的には、当該申請に係る範囲の高度な医療を適切に提供するために必要な設備の設置、当該申請に係る範囲の高度な医療に関し必要な専門的知識及び経験を有する医師等の人員の配置、患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書の作成、当該申請に係る範囲の高度な医療に係る技術に関する専門家によって構成される倫理審査委員会の設置等について、指針で定める高度な医療の具体的な類型ごとに規定している。

※4 具体的には、医療法第6条の5第4項の規定に基づき医療法施行規則第1条の9に規定する広告の方法及び内容に関する基準（①提供する医療の内容が他の病院又は診療所と比較して優良である旨を広告してはならないこと、②提供する医療の内容に関して誇大な広告を行ってはならないこと。）に適合するとともにその内容が虚偽にわたらないことと規定している。

同意の要件

特になし

特例措置に伴い
必要となる手続き

特になし

基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

番号	920
特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保育所における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	<p>1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における保育所について、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、3歳未満児に対して給食の外部搬入を行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>一 乳幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>四 乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 外部搬入を実施するに当たっては、次の一から四までに留意すること。</p> <p>一 外部搬入を実施する保育所においては、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること。</p> <p>二 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること。</p> <p>三 子どもの年齢、発達の段階や健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等子どもの食事の内容、回数や時機に適切に応じることができること。</p> <p>四 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>※なお、平成22年6月1日より、3歳以上児に対しては、公立・私立を問わず給食の外部搬入方式の採用が可能となっている。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

番号	934
特定事業の名称	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<p>(1) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第63条、第64条、第66条、第67条</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第9章第5節 基準該当自立訓練（機能訓練）に関する基準</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第10章第5節 基準該当自立訓練（生活訓練）に関する基準</p>
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>(1) (ア) 第63条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービスの提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。</p> <p>4 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。(略)</p> <p>11～13 (略)</p> <p>(イ) 第64条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。(略)</p> <p>(ウ) 第66条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とする。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を定めるものとする。</p> <p>一 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)まで</p> <p>二 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)まで</p>

(エ) 第67条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居間及び食堂

居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

二 宿泊室

イ 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とするができるものとする。

ロ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。

ハ イ及びロを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

ニ プライバシーが確保された居間については、ハの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

3～5（略）

（「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」）

(2) 第163条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第219条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

四 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）

	<p>(3) 第172条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第219条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。</p> <p>二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>四 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 （「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」）</p>
<p>特例措置の内容</p>	<p>居間及び食堂の面積、職員数について指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たすこと、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が障害者関係施設から技術的支援を受けること、また、必要な研修を受けた者が個別支援計画を策定することが、地方公共団体の構造改革特別区域計画中に定められていることを条件として、小規模多機能型居宅介護を障害者が利用できるようにする。</p>
<p>同意の要件</p>	<p>特になし</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>特になし</p>

* この特例措置については、平成28年度中を目途に全国展開を予定しています。

基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

番号	938
特定事業の名称	サービス管理責任者の資格要件弾力化事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>イ サービス管理責任者は、(1)から(5)までに掲げるサービス管理責任者がその提供に係る管理を行う障害福祉サービスの区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 生活介護又は療養介護 (一)及び(二)に掲げる要件を満たす者であること。</p> <p>(一) a及びbの期間が通算して5年以上である者、cの期間が通算して10年以上である者並びにaからcまでの期間が通算して3年以上かつdの期間が通算して5年以上である者(以下「実務経験者」という。)であること。</p> <p>a iからviまでに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>i 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項及び第78条第1項に規定する地域生活支援事業、法附則第26条の規定による改正前の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第1項に規定する障害児相談支援事業、法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条の2第1項に規定する身体障害者相談支援事業、法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第4条に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者</p> <p>ii 児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所、身体障害者福祉法第11条第2項に規定する身体障害者更生相談所、法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設、知的障害者福祉法第12条第2項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第1項に規定する福祉に関する事務所、発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第14条第1項に規定する発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p>

iii 障害者支援施設、児童福祉法第7条第1項に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第2項に規定する救護施設及び同法第3項に規定する更生施設、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)、同法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

iv 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第19条第1項に規定する障害者職業センター、同法第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

v 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

vi 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項に規定する病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者(社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、dに掲げる資格を有する者並びにiからvまでに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者に限る。)

b iからvまでに掲げる者であって、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、児童福祉法第18条の4に規定する保育士、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号)による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)第17条第2項各号の

いずれかに該当するもの(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務(以下「直接支援の業務」という。)に従事した期間

i 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

ii 障害福祉サービス事業、児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業、老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者

iii 健康保険法第63条第3項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第89条第1項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

iv 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者

v 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

c bのiからvまでに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間

d 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

(二) 略

(2) 自立訓練(生活訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。)、共同生活援助 (一)及び(二)の要件を満たす者であること。

(一) 実務経験者であること。

(二) 略

(3) 自立訓練(機能訓練)(規則第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。) (一)及び(二)の要件を満たす者であること。

(一) 実務経験者であること。

(二) 略

(4) 就労移行支援、就労継続支援A型(規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。)又は就労継続支援B型(規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。) (一)及び(二)の要件を満たす者であること。

(一) 実務経験者であること。

(二) 略

(5) 略

特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において、都道府県知事がサービス管理責任者の確保が困難なことから法に基づく障害福祉サービス事業等の遂行が困難であると認めた場合に、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第9項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、認定を受けることとする。</p> <p>認定を受けたときは、サービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、通算5年以上を通算3年以上に、通算10年以上を通算5年以上にそれぞれ短縮する。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

番号	939
特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	児童発達支援センターにおける給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における児童発達支援センターについて、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る児童発達支援センターは、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を行うことができる。この場合において、当該児童発達支援センターは、当該事業を実施することとしてもなお当該児童発達支援センターにおいて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>一 障害児に対する食事の提供の責任が当該児童発達支援センターにあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>二 当該児童発達支援センター又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>三 調理業務の受託者を、当該児童発達支援センターにおける給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>四 障害児の年齢、発達の段階、それぞれの障害の特性及び健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>五 食を通じた障害児の健全育成を図る観点から、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

番号	1013
特定事業の名称	農業関連事業普及指導員任用事業
措置区分	政令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	農業改良助長法施行令（昭和27年政令第148号）第3条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	普及指導員資格試験に合格した者のほか、大学において農業又は家政の課程を修めて卒業し、以下の期間が通算して最近15年のうち12年以上に達する者でなければ、普及指導員に任用されることができない。 <ul style="list-style-type: none"> ・国又は地方公共団体の試験研究機関等において農業又は家政に関する試験研究に従事した期間 ・大学等において農業又は家政に関する教育に従事した期間 ・普及指導員であった期間
特例措置の内容	都道府県が、その設定する構造改革特別区域において、農業関連事業普及指導員任用事業（当該構造改革特別区域における農業関連事業（農産物の加工又は販売の事業その他農業に関連する事業をいう。）について識見を有する普及指導員（農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第8条第1項の普及指導員をいう。以下同じ。）の数が当該構造改革特別区域内において農業関連事業を行う農業者の数に比して少ないと認められるときに、次の（1）及び（2）のいずれにも該当する者を普及指導員に任用する事業をいう。）を実施することにより、当該構造改革特別区域内の農業者による農業関連事業の実施を通じた農業経営の改善に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該都道府県の知事が普及指導員の任用を行う場合における農業改良助長法第9条の政令で定める資格を有する者は、農業改良助長法施行令第3条に規定する者のほか、次の（1）及び（2）のいずれにも該当する者とする。 （1）管理栄養士、公認会計士、弁護士、税理士、社会保険労務士、技術士（経営工学部門、情報工学部門又は総合技術監理部門に限る。）、弁理士又は中小企業診断士のいずれかであり、これらの業務に従事した期間が通算して2年以上ある者 （2）当該都道府県の知事が、書類審査、筆記試験又は口述試験の方法により、当該構造改革特別区域内において農業改良助長法第8条第2項各号に掲げる事務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認める者
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成27年12月の全国展開を予定しています。

基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

番号	1224
特定事業の名称	45フィートコンテナの輸送円滑化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<p>(1) 特殊車両通行許可限度算定要領について(昭和53年12月1日付け道路交通管理課長、企画課長通達)</p> <p>(2) 車両の構造が特殊な連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて(平成6年9月8日付け道路交通管理課長通達)</p>
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>全長が17メートル以上18メートル以下である車両について、一定の基準(※)を満たす場合には、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件での通行許可を行うこととしているが、当該基準に適合しない車両については、</p> <p>(1) 特殊車両通行許可限度算定要領上、セミトレーラについては長さ17メートルを境に車両分類が区分されており、45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車等の長さ17メートルを超える車両は長さ17メートル以下の車両と比べて通行条件が厳しくなる。</p> <p>(2) 国内貨物を積載する場合のコンテナ用セミトレーラに係る特殊車両通行許可の長さの上限値は17メートルとなっている。</p> <p>(※) 車両が以下の①又は②に適合する場合であって、交差点の交差角が90度以下であること。</p> <p>①全長が17.5メートルまでの場合、 後軸の旋回中心から車両後端までの長さ3.2メートル以上4.2メートル</p> <p>②全長が18.0メートルまでの場合、 後軸の旋回中心から車両後端までの長さ3.8メートルから4.2メートル</p>
特例措置の内容	<p>全長が17メートル以上18メートル以下である車両について、上記の基準に適合しない車両であっても、当該基準に適合する車両と同じ通行条件で許可を行う余地があることから、45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車の通行手続きの円滑な運用に向けて、セミトレーラ連結車の長さの基準を緩和し、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件(長さに対応したもの)を適用できるよう、構造改革特別区域において、以下の措置を講じる。</p> <p>上記の基準に適合しない45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車について、実施主体(申請者)が道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第1項の規定に基づく特殊車両通行許可申請を行った際、道路管理者は、実施主体による車両の運行状況、事故及びヒヤリハットの発生状況等の道路管理者への定期的な報告が、協定の締結又は特殊車両通行許可の条件により確実に実施されることを前提として、以下(1)及び(2)の措置を行うことができる。</p> <p>(1) 特殊車両通行許可限度算定要領によらず、当該車両の軌跡図を用いて審査を行い、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件(長さに対応したもの)まで緩和して許可すること</p> <p>(2) 45フィートコンテナに国内貨物を積載する場合における車両の長さの許可の上限値を18メートルまで緩和すること</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

番号	1304 (1305)
特定事業の名称	再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2、第12条の12の2</p> <p>平成9年厚生省告示第258号（環境大臣が定める一般廃棄物）</p> <p>平成9年厚生省告示第259号（再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物）</p>
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2及び第12条の12の2</p> <p>法第9条の8第1項及び法第15条の4の2第1項の規定による再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物又は産業廃棄物は、次のいずれにも該当せず、かつ、特例の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる廃棄物であって環境大臣が定めるものとする。</p> <p>①ばいじん又は焼却灰であって、一般廃棄物又は産業廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの（資源として利用することが可能な金属を含むものを除く。）</p> <p>②特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げるもの（資源として利用することが可能な金属を含むものを除く。）</p> <p>③通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの</p> <p>現状環境大臣が特例の対象として定めている廃棄物は以下のとおり。</p> <p>（1）環境大臣が定める一般廃棄物（平成9年厚生省告示第258号）</p> <p>①廃ゴム製品（ゴムタイヤその他の廃ゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。）</p> <p>②廃プラスチック類</p> <p>③廃肉骨粉（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第2項に規定する化製場から排出されるものに限る。）</p> <p>④金属を含む廃棄物（当該金属を原料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。）</p> <p>（2）再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物（平成9年厚生省告示第259号）</p> <p>①廃ゴム製品（ゴムタイヤその他の廃ゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。）</p> <p>②汚泥（シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事、抗基礎工法、ケーソン基礎工法若しくは連続地中壁工法に伴う掘削工事若しくは地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のもの又は半導体製造等の過程で生じる専らシリコンを含む排水のろ過膜を用いた処理に伴って生じたものに限る。）</p> <p>③廃プラスチック類</p> <p>④廃肉骨粉（化製場等に関する法律第1条第2項に規定する化製場から排出されるものに限る。）</p> <p>⑤金属を含む廃棄物（当該金属を原料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。）</p>

2. 特例の対象として環境大臣が定めた廃棄物に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の3第10号及び第6条の4第11号並びに第12条の12の4第10号及び第12条の12の5第11号の規定に基づく再生利用の内容等の基準は別に環境大臣が定める。現状環境大臣が特例の対象として定めている再生利用の内容等の基準は以下のとおり。

(1) 廃ゴム製品に係る再生利用の内容等の基準（平成18年環境省告示第77号）

廃ゴム製品の再生利用の内容については、廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として使用し、再生品であるセメントの利用が確実に見込まれるものであること等、また、廃ゴム製品に含まれる鉄を鉄鋼製品の原材料として使用し、再生品である鉄鋼製品の利用が確実に見込まれるものであること等

(2) 廃プラスチック類に係る再生利用の内容等の基準（平成15年環境省告示第25号）

廃プラスチックの再生利用の内容については、異物の除去等の前処理を行い高炉で用いる還元剤が製造され、その還元剤が高炉の鉄鉱石を還元するために利用されるものであること等

(3) 廃肉骨粉等に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準（平成13年環境省告示第56号）

廃肉骨粉の再生利用の内容については、廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメントの原材料として使用し、再生品であるセメントの利用が確実に見込まれるものであること等

(4) 汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準（平成9年厚生省告示第261号）

汚泥の再生利用の内容については、高規格堤防の築造材として用いるための再生品として使用し、一定の品質の再生品を得ることができるものであること等

(5) シリコン含有汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準（平成15年環境省告示第75号）

シリコン含有汚泥の再生利用の内容については、加工品が転炉又は電気炉において溶鋼を脱酸するために利用されるものであること等

(6) 金属を含む廃棄物に係る再生利用の内容等の基準（平成19年環境省告示第89号）

金属を含む廃棄物の再生利用の内容については、金属を含む廃棄物から金属を再生品として得るためのものであること等

<p>特例措置の内容</p>	<p>1. 地域におけるリサイクル推進のため、地方公共団体が特例を求める廃棄物について法令を上回る規制（関係者の同意、流入規制（当該地方公共団体の区域内のみの廃棄物を用いて再生利用を行う場合及び単なる届出を除く。））を自ら設けていないとして内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けたときには、特定の廃棄物について再生利用認定制度の特例の対象とすることができる。</p> <p>2. 特例の対象となる特定の廃棄物（再生利用方法を含む。）は次のとおりとする。なお、特例の対象となる特定の廃棄物については、告示によって随時追加していくこととする。</p> <p>（1）廃FRP船破砕物をセメント原材料として利用する場合</p> <p>（2）容易に腐敗しないように適切な除湿の措置を講じた廃木材を製鉄原料として利用する場合</p>
<p>同意の要件</p>	<p>特になし</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>特になし</p>

基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

番号	1310
特定事業の名称	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第7項 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第3条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	ノヤギは狩猟鳥獣に定められていない。
特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域（以下「特区」という。）において、ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業を実施することについて、地域の特性に応じ、その肉又は毛皮を利用する目的、ノヤギを管理する目的その他の目的でノヤギを捕獲又は殺傷（以下「捕獲等」という。）の対象とする必要があり、ノヤギのみを捕獲等をするために必要な措置を講じていることを認めて、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該特区内のノヤギについては、狩猟鳥獣とみなし、狩猟による捕獲等ができることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

別紙 2

基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

番号	1228
特定事業の名称	民間事業者による公社管理道路運営事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第1項、第11条第1項、第15条第1項等 ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第17条、第22条第1項、第23条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	地方道路公社は、国土交通大臣の許可を受けて、道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができることとされており、公社管理道路において料金を収受できる主体は、地方道路公社に限定されている。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、公社管理道路（地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。以下同じ。）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第1項の許可を受けて新設し、又は改築した道路であって、同法第14条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第15条第1項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行うものをいう。以下同じ。）の交通の状況及びその近傍に立地する商業施設その他の施設の利用の状況に照らし、当該施設を運営する事業と連携して民間事業者が公社管理道路運営事業（公社管理道路の運営等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）第2条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）であって、当該公社管理道路の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該運営等を行う者が自らの収入として収受するもの及びこれに附帯する事業をいう。以下同じ。）を実施することが、当該公社管理道路の通行者及び利用者の利便の増進を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地方道路公社は、民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権（当該認定に係る公社管理道路運営事業（以下「認定公社管理道路運営事業」という。）に係る公共施設等運営権（民間資金法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。）をいう。以下同じ。）を設定する場合には、道路整備特別措置法第10条第1項、第11条第1項及び第15条第1項の規定にかかわらず、当該公社管理道路運営権を有する者（以下「公社管理道路運営権者」という。）に当該認定公社管理道路運営事業に係る利用料金を自らの収入として収受させるものとする。</p>

	<p>2. 地方道路公社は、公社管理道路運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、認定公社管理道路運営事業に係る実施方針（民間資金法第5条第1項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）に、「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第28条の3第10項に規定する公社管理道路運営権の設定の対価を徴収する旨及びその金額」を定めるものとする。</p> <p>3. 公社管理道路運営権者は、公社管理道路運営事業を開始する前に、実施方針に従い、地方道路公社と、「供用約款の決定手続及び公表方法並びに利用料金の公表方法」をその内容に含む認定公社管理道路運営事業に係る公共施設等運営権実施契約（民間資金法第22条第1項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。）を締結しなければならない。</p> <p>4. 公社管理道路運営権者が民間資金法第23条第1項の規定により利用料金を収受する場合における利用料金は、実施方針に従い、かつ、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第28条の3第5項の規定により特定道路公社が国土交通大臣の認可を受けて定めた利用料金の上限の範囲内で、公社管理道路運営権者が定めるものとする。</p> <p>5. 特定道路公社が民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権を設定した場合における道路整備特別措置法の規定の適用について、必要な技術的読替えを行う。</p>
同意の要件	<p>民間事業者が公社管理道路運営事業を実施することにより、公社管理道路の交通の利便の増進に支障を生じないことが確認されること。</p>
特例措置に伴い必要となる手続き	<p>1. 公社管理道路運営権を設定した地方道路公社（以下「特定道路公社」という。）は、公社管理道路運営権者が民間資金法第23条第1項の規定により収受する利用料金の上限及びその徴収期間を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2. 国土交通大臣は、上記1の利用料金の上限及びその徴収期間が道路整備特別措置法第23条第1項（第5号に係る部分に限る。）に定める基準等に適合するものであると認める場合に限り、上記1の認可をすることができる。</p> <p>3. 上記1の認可については、道路整備特別措置法第10条第6項及び第16条の規定を準用する。</p> <p>4. 地方道路公社が民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権を設定する際現に道路整備特別措置法第10条第1項若しくは第4項、第11条第1項若しくは第4項又は第15条第1項若しくは第4項の規定により許可を受けている料金の額及びその徴収期間（認定公社管理道路運営事業を開始する日以後の期間に限る。）は、特定道路公社が上記1により認可を受けて定めた利用料金の上限及びその徴収期間とみなす。</p> <p>5. 特定道路公社は、公社管理道路運営権者から民間資金法第23条第2項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を国土交通大臣及び当該公社管理道路運営権者に係る公社管理道路の道路管理者に通知するとともに、公社の定款に定める方法で公告しなければならない。</p> <p>6. 特定道路公社は、民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権を設定したときは、公社管理道路運営権者から当該公社管理道路運営権の設定の対価を徴収しなければならない。</p>

7. 特定道路公社は、上記6の対価の額を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。特定道路公社は、当該認可を受けようとするときは、上記1の認可に係る事項との整合性を確保した収支予算の明細を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

8. 国土交通大臣は、上記6の対価の額が、特定道路公社が收受する公社管理道路運営権に係る公社管理道路に係る占用料その他の収入と併せて、当該公社管理道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用を、当該公社管理道路に係る利用料金の徴収期間の満了の日までに償うものであると認める場合に限り、上記7の認可をすることができる。

基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

番号	1229
特定事業の名称	地域限定特例通訳案内士育成等事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第36条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	通訳案内士試験に合格し、通訳案内士として登録されたものでなければ、報酬を得て、通訳案内を業として行ってはならない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域限定特例通訳案内士の育成、確保及び活用を図る事業（地域限定特例通訳案内士育成等事業）を実施することが、地域における観光の振興を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該事業に係る地域限定特例通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用しないこととし、認定を受けた地方公共団体が行う当該認定に係る構造改革特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該区域において、地域限定特例通訳案内士となる資格を有するものとする。</p> <p>なお、認定地方公共団体が行う研修については、内容及びカリキュラムが地域限定特例通訳案内士の資質を確保する上で適切であること等、通訳案内士制度に対する信頼を確保しつつ上記事業が適切かつ確実に実施されると認められることを要する。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

番号	2001
特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	府令・省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<p>・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第11条第1項</p> <p>・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第1項</p>
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	幼保連携型認定こども園における3歳未満園児に対する給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	<p>1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における公立幼保連携型認定こども園について、次の掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園は、3歳未満園児に対する給食の外部搬入を行うことができる。</p> <p>一 満三歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>二 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>三 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。</p> <p>四 満三歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満三歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>五 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園は、調理室を備えないことができる。この場合、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備は備えなければならない。</p> <p>3 当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園において、3歳未満園児に対する給食の外部搬入を行う場合には、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を行う場合の要件についても留意すること。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

別紙 3

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注) 「市町村」には、特別区を含む。

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
105(106・107・108)・1222	搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業	<p>搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験で使用する搭乗型移動支援ロボットについて、その原動機の排気量又は定格出力に応じて、原動機付自転車又は内閣総理大臣と国土交通大臣がそれぞれ指定する特殊な構造を有する自動車（以下「特殊自動車」という。）に区分する。</p> <p>また、原動機付自転車に区分されるものについては、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条第1項に基づく基準緩和と同様の措置が受けられるようにするとともに、原動機付自転車に区分されるもの及び特殊自動車に区分されるものそれぞれについて、地方運輸局長に基準緩和の認定の申請を行い、認定を受けることにより、保安基準の緩和措置を受けることができるようにする。</p> <p>さらに、当該実証実験で使用する搭乗型移動支援ロボットについては、都道府県公安委員会規則で定める、ナンバーを車体後面へ表示する義務の対象とする必要がないことを示すとともに、実証実験が道路使用許可の対象行為であることを明確化する。</p>	全部	<p>特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。</p> <p>加えて、全国展開に当たっては、一定の搭乗型移動支援ロボット（※1）を使用する場合には、歩道等（※2）の幅員に係る条件（※3）を満たさない箇所についても、当該箇所に保安要員（搭乗型移動支援ロボット等に乗車していない者に限る。）を配置することを条件として、実験の実施場所に含むことができることとする。</p> <p>※1 次のアからウまでの条件を全て満たす搭乗型移動支援ロボット</p> <p>ア 長さ120センチメートル、幅70センチメートルを超えないこと。</p> <p>イ 6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。</p> <p>ウ 歩行者に危害を及ぼす鋭利な突起物がないものであること。</p> <p>※2 自転車歩行者専用道路又は普通自転車歩道通行可の交通規制が実施されている歩道</p> <p>※3 幅員がおおむね3.0メートル以上、実施場所を除いた部分の幅員がおおむね2.0メートル以上</p>	<p>・内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件の一部を改正する件</p> <p>・「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」について</p> <p>・道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令</p> <p>・国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車を指定する件の一部を改正する件等</p>	平成27年7月10日施行（措置済）	警察庁・国土交通省

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注) 「市町村」には、特別区を含む。

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1013	農業関連事業普及指導員任用事業	<p>都道府県が、その設定する構造改革特別区域において、農業関連事業（農産物の加工又は販売の事業その他農業に関連する事業をいう。）について識見を有する普及指導員（農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第8条第1項の普及指導員をいう。以下同じ。）の数が当該構造改革特別区域内において農業関連事業を行う農業者の数に比して少ないと認められるときに、次の（1）及び（2）のいずれにも該当する者を普及指導員に任用することができる。</p> <p>（1）管理栄養士、公認会計士、弁護士、税理士、社会保険労務士、技術士（経営工学部門、情報工学部門又は総合技術監理部門に限る。）、弁理士又は中小企業診断士のいずれかであり、これらの業務に従事した期間が通算して2年以上ある者</p> <p>（2）当該都道府県の知事が、書類審査、筆記試験又は口述試験の方法により、当該構造改革特別区域内において農業改良助長法第8条第2項各号に掲げる事務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認める者</p>	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	農業改良助長法施行令（昭和27年政令第148号）	平成27年12月施行予定	農林水産省

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注)「市町村」には、特別区を含む。

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1224	45フィートコンテナの輸送円滑化事業	45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車については、特殊車両通行許可の長さの上限値を17メートルから18メートルまで緩和し、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件（長さに対応したもの）を適用することを可能とする。	一部	車両長が17メートル以上18メートル以下である車両について、一定の基準を満たす場合には、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の条件での通行許可を行う措置により、全国展開を行う。	特殊車両通行許可限度算定要領について（昭和53年12月1日付け道路交通管理課長、企画課長通達） 車両の構造が特殊な連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて（平成6年9月8日付け道路交通管理課長通達）	平成27年6月1日施行（措置済）	国土交通省

別紙 4

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

別紙2
注)「市町村」には、特別区を含む。

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
934	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業	居間及び食堂の面積、職員数について指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たすこと、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が障害者関係施設から技術的支援を受けること、また、必要な研修を受けた者が個別支援計画を策定することが、地方公共団体の構造改革特別区域計画中に定められていることを条件として、小規模多機能型居宅介護を障害者が利用できるようにする。	全部	基準該当指定小規模多機能型居宅介護事業所について、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	(1) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号） (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）	平成28年度中を目途に措置	厚生労働省